

6月中下旬に完全正常化を目指す上海のロックダウン

上海では、3月下旬からのロックダウン開始から約2か月が過ぎようとしている。自宅から一步も出ることができない上海在住者にとっては、肉体的にも精神的にも限界が近づいてきている。

上海市人民政府外事弁公室が5月16日に公布した通知によると、6月中旬から下旬にかけて、全面的に正常な生産と生活秩序の回復が実現できるよう努力すると記載されている。この通知に対しては、終わりの見えない隔離生活に期限が設定された一筋の光であると捉える意見があった一方で、あと1か月以上も隔離が続く上に努力目標にしかすぎないのかと落胆する意見もあった。

5月16日に上海市政府から発表されたロックダウン解除に向けた具体的な道筋は、以下のとおり3段階に分けて実施するとされている。

- ① 5月16日から21日にかけては社会面ゼロコロナ1の段階である。16日以降、防範区は静黙期2と管控区にはレベルアップすることはない。住民は秩序を守って地域の範囲内で小区を出て買い物等を行うことができる。

- ② 22日から31日にかけては三区管理3から常態管理への転換期である。封控区、管控区が防範区に変更されるようにし、その後は封控区、管控区及び防範区の三区区分を廃止し、従前からの高レベル・中レベル・低レベルリスク地域による区分に戻すものとする。その時期には公共交通機関の営業を再開し始めるが、マイカーの使用は認めない。
- ③ 6月1日から6月中下旬にかけては、全面的に正常な生産生活に戻すものとし、公共交通機関も全面的に営業を再開させ、マイカーの利用も認めるものとする。

この通知によれば、徐々にロックダウンの解除に向けて動き出す上海市政府の意向が窺えるが、通知のとおりのステップアップする条件が明らかにされておらず、本当にこの通知のとおりの三段階に分けて実現できるのかはまだ予断を許さない状況である。この通知が上海在住者の不満を一時的に抑えるための通知でなく、一刻も早く上海在住者が自由に行動できるようになることを心から願う次第である。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 1 社会面ゼロコロナとは、隔離施設における陽性者をカウントせず、上海市中においてゼロコロナを目指す方針をいう。
- 2 静黙期とは、感染拡大を防止するため宅配等が禁止される期間をいう。防範区になったにもかかわらず静黙期に入ったとして外出や宅配が禁止される地域が相次ぎ、住民の不満が高まっていた。
- 3 三区管理とは、小区と呼ばれる居住区において、陽性者が発見されてから7日間は自宅から出ることができない封控区（封鎖エリア）、陽性者が発見されてから8日目以降10日目までは自宅を出ることができるが小区を出ることができない管控区（管理エリア）及びそれ以降は区を跨がなければ自由に移動できる防範区（警戒エリア）に分けて管理する方法である。従来管控区の期間は8日目以降14日目までであったが4日間短縮された。